

東日本大震災の被災者支援活動のための寄附金の募集要綱

募集法人名	特定非営利活動法人日本雲南聯誼協会
募集責任者	理事長 初鹿野惠蘭
募集を行う事務所所在地	東京都新宿区市谷左内町 21-13
連絡先	03-5206-5260 (担当: 山田美葉)

1. 寄附金を募集する目的及び使途内容

当法人が、東日本大震災の被災地である宮城県牡鹿郡女川町、宮城県亘理郡亘理町ならびに岩手県の子どもたちに、協会支援校児童である雲南省少数民族の子どもたちのメッセージを届け、お互いを勇気付ける交流を行う活動に要する費用に充てるための寄附金を募集します。ただし、受け入れた寄附金については、相当の対価（助成金を含む。）を受けて行う活動に要する費用又は役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与などには充てられません。

2. 募集方法

個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのホームページにより広く全国に募集を行います。

3. 募集目標額

百万円を予定しています。

4. 寄附金の募集を行う期間

平成 23 年 6 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までとします。

5. 寄附金の受け入れ

寄附金は下記の口座への銀行振込により募集します。

口座：三菱東京 UFJ 銀行 目黒駅前支店

口座名：特定非営利活動法人日本雲南聯誼協会 口座番号：1300380

(注) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号）本文第 2 号に基づく寄附金控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄附者に対しては、所轄国税局長の確認書の写し及び当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄附を頂く際に必ず住所・氏名・お問い合わせ先をご連絡下さい。

6. 受け入れた寄附金の管理の方法

寄附を受けて行う被災者支援活動に係る会計と他の会計とを区分して経理します。

7. 情報公開

寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいてこの募集要綱を公表します。

また、寄附金の募集実績並びに被災者支援活動に係る活動実績及び支出実績について、ひと月ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにて公表します。なお、支出に係る領収書は7年以上保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。

8. 被災者支援活動が終了した場合等の寄附金残額の分配先

次の①から③までの寄附金残額について、東日本大震災による被害を受けた福島県に寄附します。

- ① 平成26年12月31日が到来した場合における寄附金残額のうち同日後において当法人が行う被災者支援活動に充てられるもの以外の金額
- ② 被災者支援活動が終了した場合における寄附金残額
- ③ 寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があった場合における寄附金残額

9. 募集に要する経費の額

領収書を送付する際の切手代等として、4万円

以上